

旧覆馬場（覆練兵場）活用交流施設の設置及び管理について

平成23年9月26日

都市整備部

1 趣旨

平成17年に取得した旧陸軍第三旅団第24聯隊覆馬場（通称：旧覆練兵場）の供用開始に向け、名称や開館時間等を定めようとするものである。

2 内容

(1) 設置方法

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例を平成23年10月議会に提案することによる。

(2) 条例の内容

ア 施設の名称及び位置

名称	位置
盛岡ふれあい覆馬場プラザ	盛岡市青山二丁目6番8号

イ 運営及び管理 指定管理者に行わせるものとする（利用料金制を採用する。）。

ウ 開館時間及び休館日

(ア) 開館時間 午前9時から午後9時まで

(イ) 休館日 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）及び12月30日から翌年の1月3日までの日

エ 使用料

アリーナ、交流ホール又は広場を使用しようとする者から次の使用料を徴収する。

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		アリーナ	全面使用	1,800円	2,400円	2,200円	4,000円
	片面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
交流ホール		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
広場		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

備考

- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午

後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

- 2 暖房を使用する期間に交流ホールを使用する場合には、表に掲げる額（備考1に該当する場合にあっては、備考1に定める額）の3割に相当する額を暖房料として徴収する。

オ 施行期日

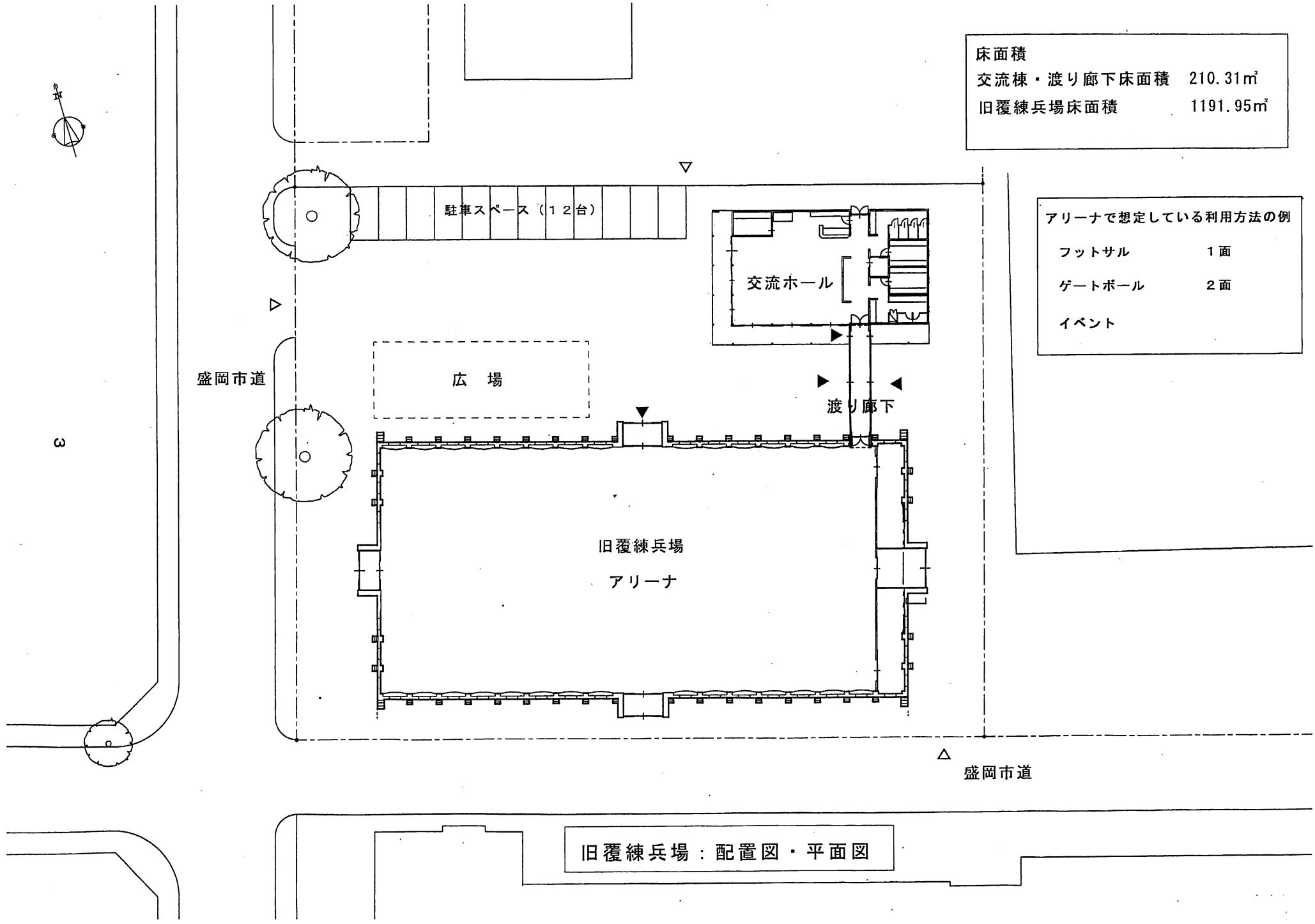
平成24年6月1日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。



床面積
交流棟・渡り廊下床面積 210.31m²
旧覆練兵場床面積 1191.95m²

アリーナで想定している利用方法の例

フットサル	1面
ゲートボール	2面
イベント	



旧覆練兵場：配置図・平面図